

## I 総括

### 1 沿革

- 昭和 19 年 10 月 千葉県保健相談所、簡易保険健康相談所、社会保険健康相談所を統合し市川市真間町 4 丁目に開設された。管内(市川市、船橋市、行徳町、南行徳町、浦安町、大柏村、鎌ヶ谷村)
- 昭和 26 年 9 月 船橋保健所が開設されたことに伴い、船橋市及び鎌ヶ谷村が船橋保健所に移管された。
- 昭和 27 年 7 月 市川市八幡町 5-652 に新設移転した。
- 昭和 42 年 6 月 野犬等捕獲抑留に関する事務が東葛飾地区ドッグセンター(現動物愛護センター東葛飾支所)に移管された。
- 昭和 44 年 12 月 市川市南八幡 5-11-22 に庁舎を新築した。  
(市川市の所有地 2,527.60 m<sup>2</sup>を借地し、鉄筋コンクリート 3 階建築延面積 1,158.60 m<sup>2</sup>)
- 昭和 45 年 4 月 食品衛生監視及び指導を円滑に推進するため食品衛生監視機動班が設置され、市川、船橋、松戸、柏及び野田保健所管内の監視、指導にあたった。
- 昭和 49 年 4 月 環境衛生課が新設された。
- 昭和 54 年 4 月 検査課が新設された。
- 平成 04 年 4 月 食品衛生課内の食品衛生監視機動班が廃止され、食品広域監視班が新設され、市川、松戸保健所管内の監視・指導にあたった。
- 平成 09 年 4 月 地域保健法施行にともない、総務課を除いてすべて班体制にし、新たに企画調整班を新設して、地域保健の広域的、専門的、技術的拠点として整備された。  
なお、食品広域監視班の監視区域が変更になり、市川・船橋・習志野保健所管内を担当することになった。
- 平成 12 年 4 月 食品衛生班及び環境衛生班が廃止・統合され、生活衛生課が新設された。  
なお、地域指導班、疾病対策班、精神保健福祉班、検査班が課制となり、それぞれ地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、検査課が設置された。
- 平成 13 年 4 月 習志野保健所検査課及び船橋保健所検査課が廃止され、検査業務が市川保健所検査課に統合された。
- 平成 15 年 4 月 東葛南で統合された検査業務が見直され、習志野保健所に検査課が設置された。  
(船橋保健所は、平成 15 年船橋市保健所となる。)
- 平成 16 年 4 月 東葛飾支庁社会福祉課と統合され、名称が「市川健康福祉センター(市川保健所)」となった。  
また、センター長は保健所長を兼務、副センター長は保健所次長を兼務することになった。組織も改編し、総務企画課(前総務課・企画調整班)、地域保健福祉課(前地域指導課・支庁社会福祉課の一部)、精神保健福祉課、健康生活支援課(前生活衛生課・疾病対策課・検査課)の 4 課体制となった。  
なお、食品広域監視班は、習志野健康福祉センターに移設され、当センターの業務を兼務することになった。
- 平成 16 年 6 月 配偶者暴力支援センターを併設し、DV相談業務が開始された。

平成 17 年 4 月	精神保健福祉課が地域保健福祉課に、また健康生活支援課の検査部門が総務企画課に編入された。
平成 20 年 4 月	総務企画課の検査部門が習志野健康福祉センター（習志野保健所）検査課に統合された。食品広域監視班の名称が食品機動監視班に変更になった。
平成 25 年 2 月	庁舎の耐震改修工事に伴い、仮事務所へ移転した。（市川市市川南 1-1-1 I-link タウンいちかわザ・タワーズイースト 103）
平成 25 年 4 月	組織改正に伴い、副センター長（兼保健所次長）が 3 名となった。また、総務企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課の 5 課体制となった。
平成 25 年 10 月	庁舎の耐震改修工事終了に伴い、仮事務所から庁舎へ移転した。（市川市南八幡 5-11-22）
令和 06 年 4 月	組織改正により総務企画課が総務課と企画課に分かれることとなり、総務課、企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課の 6 課体制となった。

#### 管内市町村の変遷

昭和 24 年 11 月	大柏村が市川市に合併した。
昭和 30 年 3 月	行徳町が市川市に合併した。
昭和 31 年 10 月	南行徳町が市川市に合併した。
昭和 56 年 4 月	浦安町が市政施行し、現在の管内は、市川市、浦安市の 2 市である。

表 1 歴代所長

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
初代	三好 清夫	昭和19.10.3～19.10.31	15代	服部 隆 男	平成 6.4.1 ～ 7.3.31
2代	村田 四郎	昭和19.10.31～20.1.12	16代	今 留 淳	平成 7.4.1 ～ 9.3.31
3代	陳 神 伝	昭和20.1.12～20.11.16	17代	井上 孝 夫	平成 9.4.1 ～ 11.3.31
4代	大 石 巖	昭和20.11.17～26.7.15	18代	安藤由記男	平成11.4.1 ～ 16.3.31
5代	北 原 圭 三	昭和26.7.16～30.3.31	19代	渡 邊 義 郎	平成16.4.1 ～ 20.3.31
6代	高 塚 太 吉	昭和30.4.1 ～36.4.30	20代	児玉賀洋子	平成20.4.1 ～ 22.3.31
7代	内 田 早 苗	昭和36.5.1 ～39.3.31	21代	久 保 秀 一	平成22.4.1 ～ 25.3.31
8代	坂口孝友郎	昭和39.4.1 ～48.3.31	22代	江 口 弘 久	平成25.4.1 ～ 27.3.31
9代	沖山鎌三郎	昭和48.4.1 ～55.3.31	23代	佐久間文明	平成27.4.1 ～ 28.3.31
10代	稲 田 正 實	昭和55.4.1 ～58.3.31	24代	児玉賀洋子	平成28.4.1 ～ 30.3.31
11代	藤 本 辰 一	昭和58.4.1 ～60.3.31	25代	坂 本 泰 啓	平成30.4.1～令和2.3.31
12代	村 上 泰 邦	昭和60.4.1 ～61.3.31	26代	野 田 秀 平	令和 2.4.1 ～ 3.3.31
13代	今 関 治 邦	昭和61.4.1 ～平成2.3.31	27代	佐久間文明	令和 3.4.1 ～ 4.3.31
14代	山 田 裕 巳	平成 2.4.1 ～ 5.12.31	28代	影 山 育 子	令和 4.4.1 ～
事務 取扱	服部 隆 男	平成 6.1.1 ～ 6.3.31			

## 2 概 要

当保健所は市川市及び浦安市の2市を管轄している。千葉県北西部に位置し、江戸川を境に東京都と隣接するため、郊外住宅都市として高層住宅の増加と共に人口の転出入の多い地域である。

一方、湾岸部埋立て地には企業の進出が図られ、京葉工業地帯の一端を担っている。近年は大型リゾートを核とした大規模ホテル群が整備され、東京に最も近いリゾート地として、令和5年には国内外から年間2,700万人を超える観光客が訪れている（東京ディズニーリゾート 令和5年千葉県観光入込調査報告書）。

このような状況の中、保健医療に対する関心が高い住民のニーズに対応するため、当保健所では保健衛生及び食品・環境衛生の行政を推進するにあたり、市や関係機関、関係団体と連携を強化し、地域の公衆衛生の向上に努めている。

## 3 管内の状況

### (1) 管内の人口及び世帯等の概況

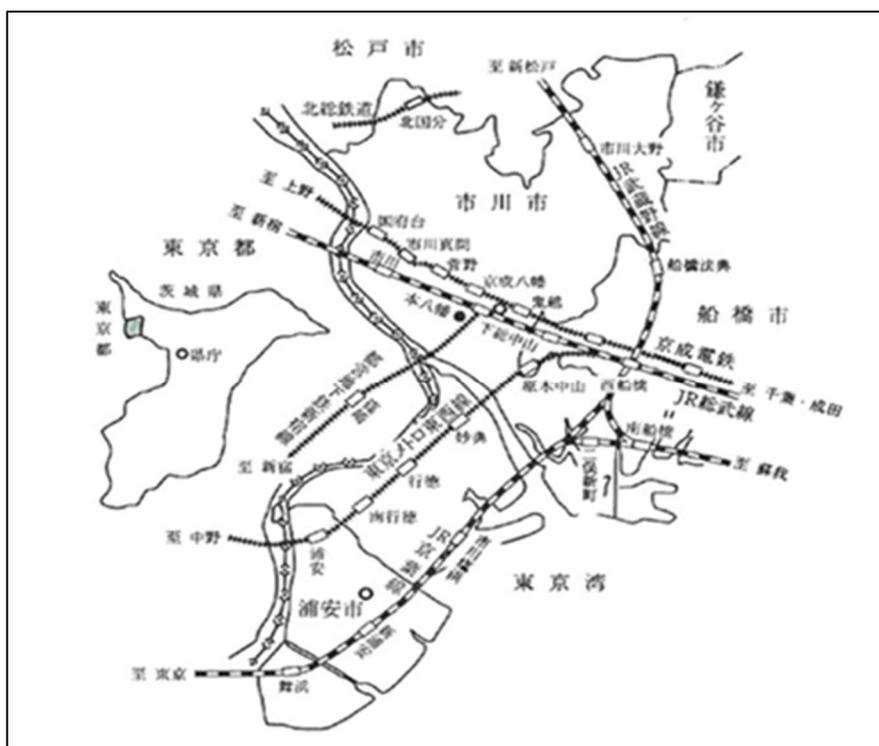
表3－(1) 管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k m <sup>2</sup> )	面 積 (k m <sup>2</sup> )
管 内	337,779	671,467	8,990.05	74.69
市 川 市	253,408	499,383	8,693.99	57.44
浦 安 市	84,371	172,084	9,975.88	17.25
県 総 数	2,911,312	6,275,423	1,217.00	5,156.48

出典：(人口) 令和6年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 令和6年全国都道府県市区町村別面積調

図3－(1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は、表3-(2)-アのとおりで令和6年4月1日現在の年齢3区分によると、0歳～14歳までの年少人口の割合は11.3%、15歳～64歳までの生産年齢人口は67.9%、65歳以上の老年人口は20.8%である。年々管内の年少人口は減少し、老年人口は増加傾向となっており、少子高齢化が進んでいるといえる。

管内の令和6年4月1日現在の年齢5歳階級別人口構成は図3-(2)のとおりである。

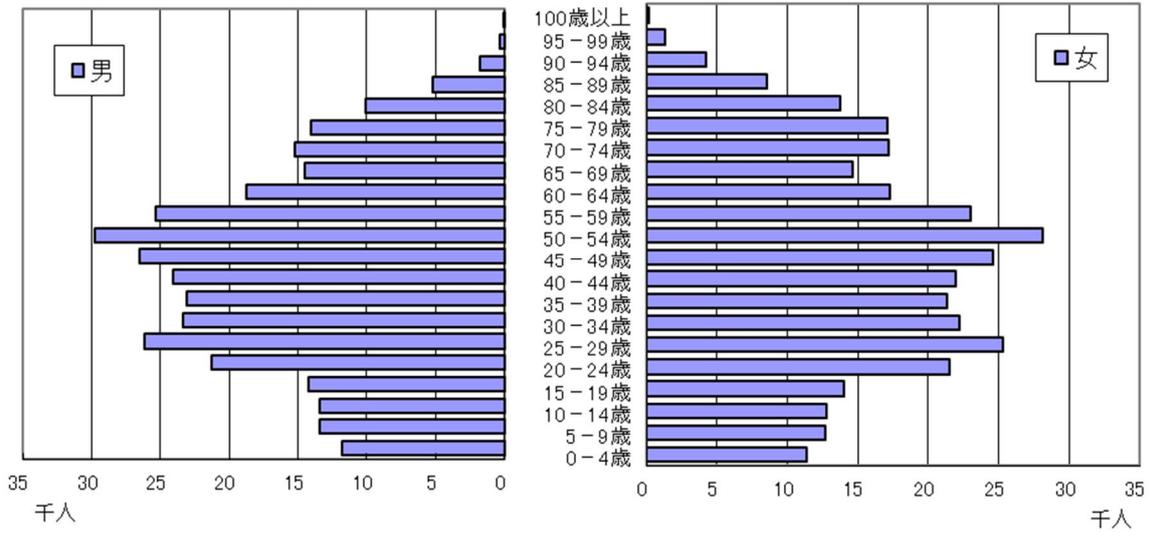
表3-(2)-ア 年齢構成の推移

(単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
管内	H21	636,975	88,872	(14.0)	453,940	(71.3)	94,163	(14.8)	—	
	26	633,237	84,323	(13.3)	433,469	(68.5)	115,445	(18.2)	—	
	31	658,968	81,196	(12.3)	445,550	(67.6)	132,222	(20.1)	—	
	R4	660,804	77,987	(11.8)	446,152	(67.5)	136,665	(20.7)	—	
	5	662,895	76,933	(11.6)	448,618	(67.7)	137,344	(20.7)	—	
	6	665,402	75,429	(11.3)	451,843	(67.9)	138,130	(20.8)	—	
市川市	H21	474,031	62,140	(13.1)	335,728	(70.8)	76,163	(16.1)	—	
	26	470,285	59,581	(12.7)	319,221	(67.9)	91,483	(19.5)	—	
	31	488,714	58,513	(12.0)	327,206	(67.0)	102,995	(21.1)	—	
	R4	491,545	57,097	(11.6)	328,732	(66.9)	105,716	(21.5)	—	
	5	492,489	56,470	(11.5)	330,047	(67.0)	105,972	(21.5)	—	
	6	494,095	55,579	(11.2)	332,250	(67.2)	106,266	(21.5)	—	
浦安市	H21	162,944	26,732	(16.4)	118,212	(72.5)	18,000	(11.0)	—	
	26	162,952	24,742	(15.2)	114,248	(70.1)	23,962	(14.7)	—	
	31	170,254	22,683	(13.3)	118,344	(69.5)	29,227	(17.2)	—	
	R4	169,259	20,890	(12.3)	117,420	(69.4)	30,949	(18.3)	—	
	5	170,406	20,463	(12.0)	118,571	(69.6)	31,372	(18.4)	—	
	6	171,307	19,850	(11.6)	119,593	(69.8)	31,864	(18.6)	—	
県総数	H21	6,239,145	835,721	(13.4)	4,164,546	(66.7)	1,238,878	(19.9)	—	
	26	6,244,455	803,141	(12.9)	3,953,803	(63.3)	1,487,511	(23.8)	—	
	31	6,308,561	765,342	(12.1)	3,854,573	(61.1)	1,688,646	(26.8)	—	
	R4	6,305,476	736,282	(11.7)	3,834,066	(60.8)	1,735,128	(27.5)	—	
	5	6,307,481	724,299	(11.5)	3,845,562	(61.0)	1,737,620	(27.5)	—	
	6	6,308,398	709,203	(11.2)	3,857,172	(61.1)	1,742,023	(27.6)	—	

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図（令和6年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和6年4月1日現在）

表3-(2)-イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0 ～	5 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～	50 ～	55 ～	60 ～	65 ～	70 ～	75 ～	80 ～	85 ～	90 ～	95 ～	100 ～
管内 総数	665,402	23,165	26,070	26,194	28,260	42,741	51,493	45,583	44,371	45,985	51,102	57,921	48,372	36,015	29,127	32,374	31,145	23,842	13,749	6,006	1,653	234
男	332,682	11,791	13,390	13,447	14,281	21,273	26,190	23,362	23,084	24,065	26,532	29,778	25,386	18,772	14,527	15,235	14,074	10,120	5,246	1,792	308	29
女	332,720	11,374	12,680	12,747	13,979	21,468	25,303	22,221	21,287	21,920	24,570	28,143	22,986	17,243	14,600	17,139	17,071	13,722	8,503	4,214	1,345	205
市川市 総数	494,095	17,568	19,182	18,829	19,688	29,319	37,494	34,939	33,604	34,496	38,044	42,614	35,222	26,830	22,186	24,380	23,724	18,617	10,946	4,901	1,320	192
男	249,660	8,992	9,798	9,702	10,001	15,073	19,575	18,293	17,858	18,448	20,122	22,278	18,596	13,985	11,226	11,496	10,619	7,794	4,094	1,445	240	25
女	244,435	8,576	9,384	9,127	9,687	14,246	17,919	16,646	15,746	16,048	17,922	20,336	16,626	12,845	10,960	12,884	13,105	10,823	6,852	3,456	1,080	167
浦安市 総数	171,307	5,597	6,888	7,365	8,572	13,422	13,999	10,644	10,767	11,489	13,058	15,307	13,150	9,185	6,941	7,994	7,421	5,225	2,803	1,105	333	42
男	83,022	2,799	3,592	3,745	4,280	6,200	6,615	5,069	5,226	5,617	6,410	7,500	6,790	4,787	3,301	3,739	3,455	2,326	1,152	347	68	4
女	88,285	2,798	3,296	3,620	4,292	7,222	7,384	5,575	5,541	5,872	6,648	7,807	6,360	4,398	3,640	4,255	3,966	2,899	1,651	758	265	38
千葉県 総数	6,308,398	203,449	244,226	261,528	277,718	331,724	347,587	340,324	368,778	404,261	466,375	522,784	435,675	361,946	343,439	410,906	389,776	309,295	181,309	81,282	22,727	3,289
男	3,139,640	104,075	125,263	134,562	142,775	170,621	180,319	177,645	192,055	209,736	242,190	270,806	225,474	184,732	170,015	195,508	177,590	134,633	71,469	25,086	4,700	386
女	3,168,758	99,374	118,963	126,966	134,943	161,103	167,268	162,679	176,723	194,525	224,185	251,978	210,201	177,214	173,424	215,398	212,186	174,662	109,840	56,196	18,027	2,903

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和6年4月1日現在）

#### 4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(令和6年4月1日現在)

区 分	曜 日	時 間	備 考	
精神保健福祉相談	第1月・第2月 第4金曜日 第1金曜日※	13:30～15:30	予約制 ※浦安市健康センターで実施	
DV相談	<電話相談> 月～金曜日 <面接相談> 金曜日	9:00～17:00	相談専用電話 047-377-1199 面接相談は予約制	
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談	月～金曜日	9:00～17:00	相談専用電話 047-377-8854	
HIV 相談・検査 肝炎ウイルス 検査 (B型・C型)	即日検査	第1・3木曜日	13:30～14:00	予約制
	夜間検査	偶数月 第3木曜日	17:15～17:45	予約制
腸内細菌検査	毎月2回月曜日	9:00～10:30	有料	
結核管理検診・ 接触者健康診断	第2・4水曜日	13:15～	対象者に通知	

## 5 各種委員会

### (1) 市川健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項の規定により設置している。  
地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表 5 - (1) 運営協議会委員名簿 (令和 7 年 3 月 31 日現在)  
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
市川市長	田 中 甲
浦安市長	内 田 悦 嗣
市川市医師会会長	佐々木 森 雄
浦安市医師会会長	上 田 建
市川市歯科医師会会長	吉 田 英 介
浦安市薬剤師会会長	後 藤 亘
東京ベイ・浦安市川医療センター管理者	神 山 潤
国立国際医療研究センター国府台病院院長	青 柳 信 嘉
千葉県看護協会市川地区部会長	菅 原 聡 美
市川市福祉公社理事長	大 西 純 子
浦安市社会福祉協議会会長	宇田川 勝 久
千葉県議会議員	赤 間 正 明
千葉県議会議員	浅 野 ふみ子
千葉県議会議員	プ リ ティ 長 嶋
千葉県議会議員	坂 下 しげき
千葉県議会議員	守 屋 貴 子
千葉県議会議員	田 中 幸太郎
千葉県議会議員	折 本 たつのり
千葉県議会議員	宮 坂 奈 緒
和洋女子大学健康栄養学科教授	登 坂 三紀夫
市川保健所管内食品衛生協会会長	帆 刈 隆 一

(2) 市川保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条の規定により設置している。

法律第 24 条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

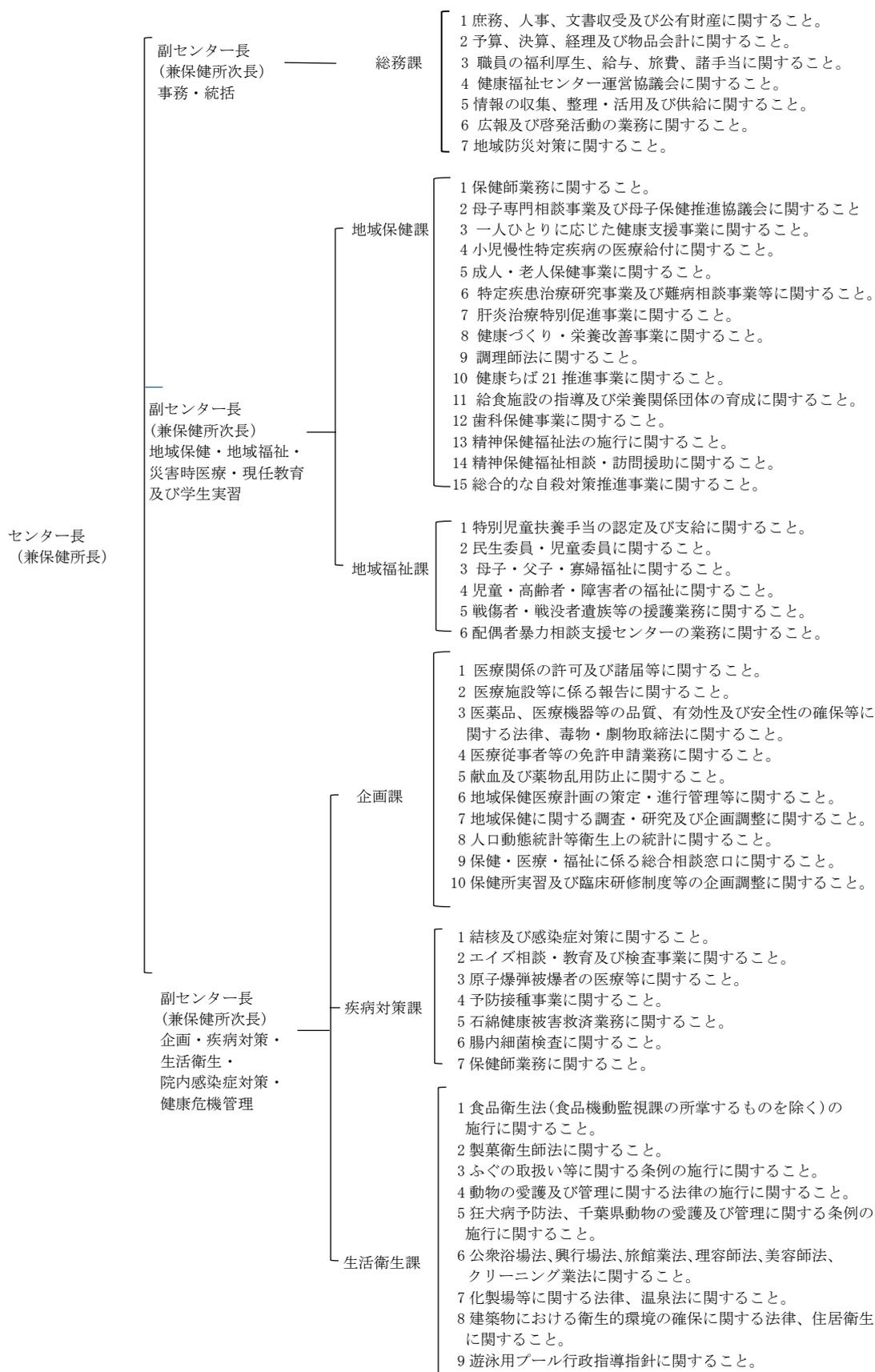
法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、第 20 条第 4 項及び第 26 条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表 5 - (2) 感染症診査協議会委員名簿 (令和 7 年 3 月 31 日現在)  
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
山口医院 院長	山口 隆
国際医療福祉大学市川病院 結核・感染症治療部長 国際医療福祉大学 病院教授	増山 英則
大塚医院 院長	大塚 智博
東京ベイ・浦安市川医療センター 感染症内科	横田 和久
小笠原司法書士事務所 代表	小笠原 謙吾

## 6 機構及び事務内容

(令和6年4月1日現在)



## 7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和6年4月1日現在)

	所長 (センター長)	次長 (副センター長)	総務 【課長】 課	企画 【課長】 課	地域保健 【課長】 課	地域福祉 【課長】 課	疾病対策 【課長】 課	生活衛生 【課長】 課	計
合計	1	3	5	5	24 (10)	7 (2)	20 (6)	23 (10)	82(22)
医師	1								1
事務		1	5	1	2	【1】5			14
薬剤師		1		【1】3				7(1)	11(1)
獣医師								【1】4(1)	4(1)
保健師		1			【1】6		【1】13		20
診療放射線技師							1		1
臨床検査技師							6(6)	9(6)	9(6)
管理栄養士				1	2			3(2)	6(2)
精神保健福祉士					14 (10)				14(10)
その他の技術職員						2(2)			2(2)
食品衛生監視員 (再掲)	1	1						14 (4)	16(4)
環境衛生監視員 (再掲)	1	1						20 (8)	22(8)

(注)

- ・技術職員の内訳は、主たる職種。また、兼務職員の内訳は（ ）に、課長の職種は、【 】内に再掲。
- ・再任用職員・臨時的任用職員・育休任期付職員を含む。
- ・総務課長は、副センター長（事）が事務取扱となっている。
- ・疾病対策課、生活衛生課の臨床検査技師は、両課を兼務しているため、「合計」行の「計」は、足上げた値にはならない。